

12月定例教育委員会議事録

1 日 時 平成30年12月19日(火)午前10時00分から午前11時9分

2 場 所 宗像市役所 本館3階 301会議室

3 出席委員 員 宮 司 葉 子
委 員 白 石 喜久美
委 員 石 丸 哲 史
委 員 釜瀬 計
教 育 長 高 宮 史 郎

4 その他の出席者 教育子ども部長瀧口健治、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長塔野賢一、教育子ども部主幹指導主事阿部龍彦、教育政策課長的野仁視、教育政策課指導主事佐々木真理子、教育政策課指導主事毛利拓也、学校管理課長山倉昌俊、子ども育成課社会教育主事河野和道、子ども支援課長八木直行、図書課長織戸由美子、健康課長惠谷英之、健康課健康推進係長有吉富美子、健康課健康推進係企画主査大森静佳、教育政策課政策係長廣渡恵三、文化スポーツ課市民文化係主事愛月菜愛美、教育政策課政策係主任主事飯野佳代
※傍聴 なし

5 (11/20定例) 議事録の承認 《承認》

6 議案

① 議案第27号 全国学力・学習調査の実施への参加について《承認》

【高官教育長】 議案第27号、平成31全国学力・学習調査の実施への参加についてです。事務局からお願い致します。

【教育政策課長】 教育政策課的野でございます。全国学力・学習調査の実施への参加について、提案理由でございます。全国学力・学習調査は、毎年4月に小学校・義務教育学校6年生、中学校3生・義務教育学校9生を対象に実施しています。この調査結果を踏まえ、各校にて教育指導等の改善、目標見直し等を行っている重要な調査であります。さらに、来年度より中学校で新たに英語調査が実施されることも踏まえ、来年度の参加意向を教育委員会で決定する必要があるためにご提案をさせていただいております。配布しています通り、福岡県教育委員会から参加についての確認依頼文書、それから来年度の実施

要領の送付がありました。これまでからの変更点ですが、先程申し上げましたように平成31年度から中学校の英語の調査が新たに実施されます。この英語の調査につきましては4項目に分かれておりまして、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題が出題される予定です。その中でも「話すこと」の調査につきましては、実施要領の3ページに書いてありますが、コンピュータ教室等のパソコン音声録音方式で実施する各学校のICT環境が様々であることから、平成31年度に限り設置管理者が学校単位で「話すこと」調査を実施するかどうかを決めることができることになっております。また、11ページに記載がありますが、新たに英語の「話すこと」調査を実施するためには、時間割につきましてもこれまでと変更して行う必要があるということでございます。これを受けて、事務局では各学校のパソコン教室や端末について事前に確認に参りまして、ICT環境については全学校問題ないという判断をしております。時間割につきましても、パソコンの配置等を考慮いたしまして、1回に25人から30人を上限として実施すれば可能という判断をしております。これにつきましては、平成31年1月に校長研修会がございますので、そこでこの説明を行いまして、各学校で適切な実施計画・時間割等を作成していただくように依頼をする予定としております。以上のことから、英語の「話すこと」調査を含めまして、平成31年度の全国学力・学習調査に宗像市の全市立学校が参加可能と判断しております。これを踏まえまして、ご審議いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

【高宮教育長】 ありがとうございました。今説明がありましたように、全小中学校・義務教育学校で実施可能ということです。何かご質問ございませんでしょうか。はい、釜瀬委員お願いします。

【釜瀬委員】 資料を見ている中で、障害がある児童生徒に対する配慮ということでイヤホン等が書かれていますが、本市には対象児童というのは何人いらっしゃるのでしょうか。

【高宮教育長】 調べますので、お待ちください。別のご質問があればお願ひいたします。

【教育政策課長】 今の話ですが、実施要領の1ページ3番目、調査の対象の(3)で、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は中学校の教科に関する調査英語のうち、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととができると書いております。

【高宮教育長】 どういう実施になるかというおおよその流れは、11ページからの別紙1のモデル、調査の実施に関するスケジュール表がついています。

【教育子ども部主幹指導主事】 補足をしてよろしいですか。英語調査に関しましては全国的に来年度からスタートするのですが、シビアな調査でございまして、コンピュータに向かって子どもたちが実際にそこに発声をして録音をして向こうが採点をするという調査です。すでに全国でいくつか試行されておりますけれども、コンピュータの不具合等も試してみなが

ら、という形になると思います。今までのようリスニングをして解答用紙に書くだけではなくて画面で与えられた質問に対して即座に自分で考えて答えなければいけない、質問も1回しかされないとかかなりシビアなものです。本当に英語力が試されるものです。宗像市の英語教育がこれまでどうだったのか、ということをしっかりと判断されるものというふうに思います。

【釜瀬委員】 関連して質問ですが、私たちの世代はこのようなリスニングはなかったと思うのですが、これに向けて授業の中で子どもたちが聞いたり、発声したりすることがあるのですか。

【教育子ども部主幹指導主事】 もちろん、今の授業は教員が一方的に教え込むものではありません。コミュニケーションとして、英語でお互い質問し合ったり発声したりして、子どもたちに会話をさせていくという授業が今一番大切にされている授業でございます。ですので、聞いたり、発声したりということができていないということはもうないということで、それを調査されるということですね。

【高宮教育長】 時間を見ると1学級あたり5分と書かれていますが、短いですね。

【教育子ども部主幹指導主事】 実質の調査自体が5分ということです。1時間のうち3クラスが実施できるということで、4クラスになると時間が足りないので結局5時間目、6時間目という授業になるということです。学校規模によっては5時間目で終わるようなところもあれば、6時間目で終わるようなところもあります。

【高宮教育長】 その他に質問ないですか。白石委員お願いします。

【白石委員】 31年度の4月18日からとは急ですね。だいたいこういう時期に国からの通達がくるものですか。

【教育子ども部主幹指導主事】 もう2年くらい前から、英語をするということは周知をされてきました。

【白石委員】 校長先生たちは大丈夫ですか。紙面で早めにお知らせして、校長会で詳しく説明させていただきますということでなくて大丈夫ですか。

【教育子ども部主幹指導主事】 この英語の実施については、校長会等で説明を事前にしてきております。こういった要項が送付されたことについては、次回1月の校長会で説明をさせていただきます。

【教育政策課長】 事前に学校にパソコン等の調査にも出向いておりますので、分かっていただいていると思います。

【高宮教育長】 はい、ありがとうございました。今回は資料の配布が遅くなりましたので、少し目を通す時間を取りながら行います。

【教育政策課長】 最初の釜瀬委員のご質問ですが、現在の中2年生、来年の3年生は、特別支援学級の生徒は60名おります。この中で難聴の子どもさんが何人いるか、この抽出をしていき、対応を検討していくことになります。

【釜瀬委員】 急いでどうこうということではなくて、大体どのくらいの生徒がい

るかということが気になったので。

【教育子ども部主幹指導主事】 基本的には、難聴の子にも今までリスニングがあったわけで、そういう子どもたちは別室でカセットテープを置いてボリュームを大きくして聞かせるなど、そういう配慮行つきましたし、全国学力テスト以外のテストでもそういう形で対応しております。ただし、今回は特別なので、どのように個別対応できるかについて学校の中で協議をしてもらって、ただ単に60デシベルを満たさないから受けられる、受けられないということだけではなく、色々な配慮の元に対応できるかどうかの判断を協議してもらうことが大事なことだと思います。

【高宮教育長】 色々な配慮をしながら、個別に対応していくことになりますね。それではほかにご質問ございませんか。

【各委員】 特にありません。

【高宮教育長】 議案第27号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【高宮教育長】 全員賛成で議案第27号は承認されました。

7 協議

① 宗像市自殺対策推進計画（案）について

【高宮教育長】 続いて、宗像市自殺対策推進計画（案）についての協議です。事務局から説明をお願い致します。

【健康課長】 健康課の恵谷と申します。よろしくお願いします。まず資料の確認からさせていただきたいと思います。本日配付させていただいた資料の一番下の方にA4で「当日説明資料」と右肩に書いてある宗像市自殺対策推進計画（案）について、こちらが1つ目でございます。また、配布資料の9ページにA3の体系図が入っていたと思いまます。こちらは事前に配布させていただいております計画案、参考資料を一括したものになりますので、この4点を見ていただいてご説明させていただきます。まずA4の説明資料を使いまして、概要を説明させていただきます。4つ枠がございますが、まず枠の1つ目、平成28年度に自殺対策基本法が改正いたしまして、第13条の中で都道府県・市町村での自殺対策計画策定の義務化がなされています。既に福岡県では29年度末に自殺対策計画が策定されており、それとの整合性を図って本市の計画案を作っております。この計画には、全国でも自殺対策を行っていない自治体があるため、自治体間の取組の格差是正という大きな目的があります。生きることの包括的な支援としての自殺対策に関する必要な支援を誰もが受けられるようにするというのが大きな狙いでございます。自殺総合対策大綱及び自殺についての実情を勘案しながら自殺対策計画を作りなさいということになっています。ここで教育委員会との関係でございますけれども、自殺対策の推進のため連携する関係者の中に学校があります。これは先ほどの枠に参考で、教育に関する記述

ということですが、26ページ、法律第8条の下の部分ですが、関係者の連携協力の中に、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校というように、「学校」という項目がこの中に出でてきます。その他関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとされております。それと28ページ、第17条第3項をご覧ください。第17条の中でも学校で取り組むべき教育、啓発などが規定されておりまして、宗像市が策定する計画ではございますが、教育との関係が非常に強いものと考えていたものですから、教育委員会事務局と協議いたしまして、本日協議という形で教育委員会にお諮りをさせていただいている次第です。説明資料の方に戻ります。説明資料の2枠目です。法の改正に伴いまして、自殺の実態を踏まえて、平成29年に国の方で自殺総合対策大綱について抜本的に見直しが行われております。自殺対策基本法に基づき、政府が推進していく自殺対策の方針がこの中で示されております。枠の外にも大綱の関連するページを示しています。それも社会で遭遇する可能性のある様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育、SOSの出し方に関する教育という関連の記述でございます。3枠目に参ります。国から自殺対策計画策定の手引きというものが示されております。原則、この手引きに沿って策定をすることとなっておりまして、国が市町村ごとに地域特性を類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージが提示されております。市の現状・課題についても、国が宗像市の自殺の実態の分析を行っております。基本施策につきましては、地域自殺実態プロファイルという形で市の現状と課題の提示をされております。基本施策につきましては、地域自殺対策政策パッケージということで全国画一的に実施することとされる5つの項目がございます。また、重点施策につきましては、地域自殺実態プロファイルにおきまして、市の自殺の多い上位3つの属性の状況課題に対する取り組むべき施策として提示された3項目を重点パッケージとして取り組むこととしております。また、自殺対策は全庁的な取り組みで実施するということになっておりまして、策定にあたりましては、関連事業の棚卸を行い、整理してまとめております。本市においては、策定にあたり全庁19課60事業がこれに該当するということで整理をしております。それでは、計画書の本編の説明に移ります。計画書本編の目次をご覧ください。計画書本編は5章あります。第1章は自殺対策推進計画の概要、第2章で現状と課題を整理しております。そして第3章からは自殺対策の基本的な考え方と目標、第4章で自殺対策の取り組み、第5章で推進体制というかたちになっております。具体的には、本市の取り組みを示しております16ページから23ページについてご意見をいただければと考えております。計画の概要については、A3の体系図の資料を使ってご説明させていただきます。A3資料の左の現状と課題から説明いたします。宗像市の自殺者数は毎年20人程度で横ばいの状況でございます。この20人という数字は同期間の宗像市の交通事故死者数の約6倍に当たる数になるということでございます。ここに記載しておりませんが、20歳未満の方の自殺者数は平成24年から28年の5年間で5人未満ということで、具体的数字は非公開ということになっております。20名という自殺者数 자체は全国の値より若

が高い値ということでございます。男女比につきましては、宗像市においては男性が 65%、女性が 35%、全国的には大体 7:3 と言われており、全国と同じような傾向を示している状況です。国のプロファイルによると、宗像市の自殺に占める割合は、40歳から 59 歳の働く男性、40歳から 59 歳の無職の男女、無職の高齢者の順に多いような状況となっておりまして、これらが重点施策の対象となっております。左真ん中の課題でございます。自殺の危険を示すサインに早期に気付いてくれる人の育成、自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及、悩みを解決するための窓口の周知、様々な分野の密な連携によるきめ細やかな支援、こういったものが大きな課題になるかと思っております。A3 の資料の下の方の細い枠をご覧ください。宗像市の自殺対策の基本的な考え方としては、法第 2 条の基本理念から大綱の基本的な考え方を 5 つまとめています。1 から 5 と書いておりますが、「1. 生きることの包括的な支援として推進する」、「2. 関連施策の有機的な連携を強化して総合的に取り組む」、「3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる」、「4. 実践と啓発を両輪として推進する」、「5. 市の役割を明確化し、他の関係機関との連携・協働を推進する」、この 5 つを基に「誰もが自殺に追い込まれることのない宗像市を目指す」という目標としております。市町村等の自治体においては地域に最も近い自治体であることから、特に広報と啓発、相談支援の充実を地域の特性に応じた施策に取り組み、推進することが求められている状況でございます。それでは、基本施策、重点施策について説明させていただきます。資料の中央をご覧ください。基本施策及びそれに関連する主な事業・取り組みについて中央に示しております。この 5 項目でございますが、「1. 地域におけるネットワークの強化」、地域における多様な主体が密に連携して、自殺対策に取り組むとともに、事業・取り組みとしては子ども相談事業がございます。「2. 自殺対策を支える人材の育成」についてはゲートキーパーとなる人材の育成や教職員に対する研修の実施を予定しております。「3. 市民への啓発と周知」の関連事業としましては図書館事業と書いておりますが、関連の書籍コーナーの設置などが挙げられます。「4. 生きることを阻害する要因の減少、促進要因増加への支援」とありますが、教育に関連する事業としましては、教育相談事業、子ども育成推進事業、子ども相談事業、子育て支援センター運営事業がございます。「5. 児童生徒のSOS の出し方に関する教育」でございます。これは計画書の 20 ページをあわせてご覧ください。20 ページの下の方、児童生徒のSOS の出し方に関する教育のところをご覧ください。基本施策 5 の「子どものSOS の出し方に関する教育」については、学校現場において法第 17 条第 3 項、資料編 28 ページ第 17 条第 3 項も同時に見ていただきながら説明させていただきます。法第 17 条第 3 項の全体に掲げております、当該学校に在籍する児童生徒に対し、各人がかけがえのない個人としてともに尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育について、教育委員会の方で常日頃行っていると思います。これに加えまして、当条の後段に関連するいじめの防止、自殺対策・予防のための早期発見・見守り等を基盤に子どもが危機に直面したときに信頼する大人に助けを求められるようにすることに特化した事業でござ

います。この取組により、将来的な自殺のリスクを低減することが期待されております。こここのところは、計画書の20ページの下に書いておりますが、教育委員会事務局と協議をさせていただいているところであり、まだ不十分な点がございます。基盤部分として取り組んでいることの整理、また主な取り組みに該当する事業を示しておりますが、そのことについては教育政策課や指導主事の先生方と協議しながら、見直し・修正、加筆等をしたいと思っておりますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。この点についても何かございましたら、本日ご意見等いただきたいと思います。A3の資料の重点施策の方に移りたいと思います。先程説明しました、本市のプロファイルから重点施策として取り組むことを提示されました。重点施策ですけれども、「1. 労働者への支援」、「2. 生活困窮者・無職者・失業者への支援」、「3. 高齢者への支援」の3つを掲げております。教育委員会と関係するものといたしましては、重点施策の2点目、生活困窮者・無職者・失業者への支援の中で、就学援助事業とさせていただいております。次に、今後のスケジュールについてです。資料編の24ページに策定のスケジュールを示しております。今月の11日には医療機関、産業団体、地区組織、子育て支援団体等で構成します健康づくり推進協議会で各団体の取組をお伺いして、計画についてご意見をいただきております。今後1月17日には、企業、介護団体、学識者等で構成する宗像市保健福祉審議会で同様に意見をいただくこととしております。その後、今日いただいたご意見等も含めて計画を取りまとめまして、庁議を経て、2月から1か月のパブリックコメントを行います。市民の意見について反映等を行い、3月内に教育委員会にご報告させていただきまして、庁議を経て完成していきたいと思っております。説明は以上です。市の自殺対策の基本的な考え方、具体的な取り組み、推進体制について最初に申し上げました16ページから23ページについて本日の教育委員会でご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【高宮教育長】 ありがとうございました。今日は意見を求めるといふことですので、率直なご意見ご質問等いただければと思います。特に宗像市の自殺対策の基本的な考え方、16ページから23ページのところです。どなたからでも結構です。

【白石委員】 とても大きな課題ですが、これが充実してくるといろいろな支援ができる、支援を受けた人はそれなりに生きるハリができるかと思いました。例えば石丸先生に全国的な何かご提示いただけましたら。

【石丸委員】 はい。それに関連してと言いますか、その前にご教示いただきたいのですが、まず28ページの基本法17条3項の下から3行目のところに、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育とございます。今度は資料3の大綱、色々抽出されているところの62ページ1行目から2行目に、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）とあります。そういうところから20ページの児童生徒のSOSの出し方に関する教育が出て来たと思うのですが、結局SOSの出し方だけの話で留まるのでしょうか。大綱や基本法のと

ころを見していくと、対処、つまり困難・ストレスの対処法を身に付けるというものなのか。もちろん困難・ストレスが来た時に助けてもらいたい、救ってあげるというものが必要な訳ですけど、もう1つは困難・ストレスに遭遇したときに耐えられる力を培うのも教育の役割じゃないかと思います。昨今レジリエンスという言葉が使われています。そのレジリエンスを高めるというところも教育の役割であることを考えますと、大綱や基本法はそこまで広げているのか広げていないのか、SOS発信の教育で留めているのか、それによってこの20ページ5番の書き方がかわりますよね。これはあくまでもSOSの出し方、受け止め方に関する教育ですので、そこをまずお尋ねしてから意見申したいのですが。

【健康課長】 レジリエンスという言葉は初めて伺ったのですが、そこについては先程言いましたように、とりあえず後段の出し方、取り組みについて、国が求めてきている、具体的なマニュアルの中でそこを取り組みなさいと、先程申し上げたように自治体の中では全然取り組んでいない自治体でかなり差がありますので、まずはそこを合わせることでございます。具体的には後段の話を書いています。ただし、それだけを書いてしまうと、現場の方で取り組まれている内容が理解できないということなので、そこについては教育委員会の方と相談して追記をさせていただきたいと思います。

【石丸委員】 仰っていることで理解できました。そうなりますと、実は20ページの主な取組に何を流し込むかを考ないといけなくなり、そこに流し込みやすいように5番のところの記述を考えた方が良いと思います。そこで先程の話に戻りますと、レジリエンスとは、屈強な力や折れない力という意味で、東日本大震災以降出てきましたけれど、そういうところに焦点を当てた場合に、例えば子どもたちが自殺に至る経緯を考えますと、まず「もうだめだ」「生きていても仕方がない」というような流れになろうかと思うのです。そこで例えば自尊感情が高い、自尊心が非常に旺盛であるならば、そこをクリアできると思います。ですから、レジリエンスという概念をここに入れることによって、現場の取組のかなりの部分が該当すると思いますので、できればそういうところまで広げて、単にSOSの出し方教育だけではなく、困難・ストレスに立ち向かえる力も醸成しているのだという、それはひいては自殺防止につながっているという、そういうストーリーにしていただけたらと良いかと思います。そういったところで白石委員にお返ししますと、レジリエンスという言葉は注目されておりまして、困難に対して立ち向かえる、折れない力というところは自殺対策の1つの大きなキーワードになると思います。

【白石委員】 ありがとうございます。今、石丸委員が言われた内容が織り込まれてくると、説明する時もよりSOSの部分が分かりやすくなるかと思います。

【石丸委員】 とは言うものの、基本法や大綱を参照しながら作らないといけないでしょうから、その辺どこまで今言ったようなことを入れるかというところはご検討していただければと思います。

【教育子ども部長】 少し補足ですが、まさに石丸委員がおっしゃっていただいたことを期待しておりました。私も指摘しました部分になるのですが、計画書そのものは21ペー

ジまでで、それを要約したのがA4の別紙についています。計画書の後ろにまず法律がついて、大綱がついている。その説明のための別紙を用意させていただいております。まず法律に何と書いているかと言ったら、石丸委員さんがおっしゃったように28ページの17条3項のところに単に危機的状況に陥った時の対処だけではなくて、日ごろの人間育成に関わるところから法律には書いてあるということです。その次に大綱はどうかということになると40ページにSOSの出し方が初めて出てくる。そういうのを踏まえて、石丸委員がおっしゃったように、日頃学校の中で生き抜く力であるとか、自尊感情を高めるとか、そういう取り組みをこの計画にどこまで入れるかがまさに焦点で、今日は実はそれをお聞きしたかったです。最初から言えば良いのにすみません。先程健康課長が説明しましたように、この国が作らせようとしているパッケージは、項目立てがはめられているところがありますので、宗像市の日頃の色々な取組が、対策なども含めてどこまで入れ込めるかというところが今日の焦点だったと思います。そういうふうに意見いただきましたので、まだまだ表現が不十分でその部分しか捉えておりませんので、実際にやっている学校の対策などを少し入れていかないといけないだろうと思っています。私が言って申し訳ありません。どうもありがとうございます。

【教育政策課指導主事】 具体だけお話しさせていただきますが、学校としては、石丸委員と部長もおっしゃっていただいたように、いわゆる未然防止・早期発見、そこを大前提に焦点を当てて教育活動を進めております。宗像市の教育アクションプランに基づいて、自立し、関わりを深める子どもの育成、これがまさに未然防止・早期発見と言えるのではないかと思います。それに加えて、様々な研修や授業に各課に関わっていただきまして、日々教育活動を行っているところです。また国や県からやりなさいということも含めると、ほぼ毎日子どもに対してはそういった重大な事案に繋がらないようにという指導は行っていると考えられます。具体的には無記名のアンケート、何か困ったことがあるとか嫌なことを言わされたとか、そういうことが月1回必ず行われております。学校生活のアンケートでいじめに特化したものにつきましては、学期に1回、年間3回、これは3年間すべての子どものものを学校で保管しております。学校いじめ防止基本方針、これは市のいじめ防止基本方針に基づいたものですが、これが毎年改定され、保管され、年度当初には各家庭・地域へ発信、子どもにも説明をするということも義務付けられております。様々な取組の結果、10月末現在でございますが、嫌なことをされたという子どもたちの相談状況は、小学校が学級担任、保護者、家族、担任以外の教職員で大体90%を超えております。小学校に関しては、何か困ったことがあったら大人に頼ろうというようになっております。中学校に関しても、学級担任、保護者、家族、担任以外の教職員、友人でほぼ90%以上となっております。ただ誰にも相談をしていないという子どもも小学校で3%、中学校では5%おります。ここの部分をどのようにしていくかということは課題と考えられますので、こういった細かい情報に関しては、研修等を含めまして当該担当には伝えていき、一つも見逃さないような教育活動を進めていくように私たちも努力して参るという

気持ちでございます。補足でございます。

【高宮教育長】 はい、ありがとうございました。その他、ご質問ご意見ございませんでしょうか。

【白石委員】 教育に関することとは少し違いますけれども、地域の包括センターというのがあると思うんですけれども、実際宗像市で包括センターというのは、いくつくらい支援施設としてオープンしているのかということと、簡単で結構ですので役割と実施状況というのをお尋ねしてよろしいでしょうか。先日、東郷と南郷地域の包括センターが旧3号線沿いにオープンして、私は今南郷地区に在住しているのですが、どうしてその場所なのか。良いように考えますと、南郷は自殺者が少ないのであまりいらないということであれば良いですが、包括センターの実際やっている働きというのがよく見えていなくて、調べ不足で申し訳ないですが、ご説明のほどよろしくお願ひします。

【高宮教育長】 これは分かりますか。はいどうぞ。

【健康課健康推進係長】 健康課健康推進係の有吉と申します。よろしくお願ひします。今お話をありました地域包括支援センターというものが今市内にございます。この施設につきましては、介護保険の制度で作られたセンターでありまして、中心には高齢者介護に関する方のご相談や支援のための施設として設立されております。そういう面で、ご相談については随時受け付けておりますが、学童や児童の相談や対応については難しい面もあると思います。職種については社会福祉士、保健師、ケアマネージャーというかたちでの対応になりますので、児童や生徒の相談を受けるというスキル等は持ち合わせていないと思います。場所についてのお話ですが、市内の日常生活圏域という基準を基に設立されておりますが、最終的に決まった経緯については把握しておりません。子どもたちの相談についても保護者の関係があったり、地域とのつながりがあったりすると思いますので、一旦はそこで聞くということはできると思いますが、支援や具体的な指導等の調整は難しく、そこに属する職員が適切な相談窓口へ繋ぐ形になると思います。地域包括支援センターでは民生委員やコミュニティの自治会との関わりを強く持っておりますので、そこを糸口に相談等を早期に導くことは可能かと思われますので、そのような連携はできそうだというふうに考えております。

【教育子ども部長】 地域包括支援センターのことをお尋ねになられたのですか。児童の方ですか。

【白石委員】 今回の場合は地域の方です。私達の場合は児童が大切かと思うのですが、今の説明で、窓口にはなっていただけるということですね。地域にそういうものがあると、私のようによく分かっていない人は一番近い窓口に行くと思います。だから、その役割も今後になっていくのかなと思います。

【健康課健康推進係長】 地域包括支援センターについては高齢者だけです。

【白石委員】 高齢者だけですか。

【教育子ども部長】 地域包括センターは、基本的には介護保険制度に基づく相談をする

ところで、子ども相談支援センターの国の言い方は包括支援という言い方をされていましたので、どちらを言われているのかなというふうに思ったので。

【白石委員】 包括支援センターの役割は分かっていたつもりですが、近場に窓口があるとどうしてもそこまで行ってみようとか、全然別のものですが、市民は分けることができないと思います。特に先ほどのいじめ問題のように追い込まれている人たちは、どういう役割を果たしている施設か分からまま訪問される方がいらっしゃるかもしれません。児童の場合は児童センターといったように、それぞれ必要な施設をご案内しますとご説明いただき、安心できました。コミュニティの中で点々としているのであれば、南郷地域とかまた別のところにも作りやすいのではと思いましたが、現在の場所で対応できるということですね。

【健康課健康推進係長】 ワンストップの地域の窓口としてはお伺いすることは可能かと思います。適切に、早期に、関係部署に引き継ぐということであれば、市役所には母子に関する相談センターもありますので、本当はそこが一番いいとは思います。

【健康課長】 件数の件ですが、主に中学校区に大体1箇所で、6地域に福祉圏域が分かれています。来年1月には東郷・南郷地域包括支援センターと同時に、1月に河東地域包括支援センターがオープンしまして、年度末に日の里地域包括支援センターがオープンして、今年度中に全地区で包括支援センターが開設するということになります。

【白石委員】 ありがとうございました。

【高宮教育長】 他にありませんか。釜瀬委員どうぞ。

【釜瀬委員】 感想ですが、宗像市の自殺者20名前後と全国平均よりやや上回っているというのは驚きでした。住みよい穏やかな地域と思っていたので、低いと思っていたんですけど結構いらっしゃいますね。その対象者が高齢者ということで、今からもっと高齢化社会になってくると高齢者の割合が大きくなってくる。増えてはいけないですが、20名前後から横ばいになるのかなというふうに危惧をしているところです。学校関係では、未然防止・早期発見や自尊感情や生き抜く力とかいろいろな形で、教員を中心に頑張っています。高齢者の事を考えると、私も高齢者になっていくわけですが、自分が日々今からどう生きようかと思った時に、自分が今まで生きてきた存在感というか、自分を振り返った時にもう必要ないというような気持ちになる、果たす役割がなくなってきたことがあるような気がするんです。だから高齢者に対して孤立させずに、存在感という価値・意義をいろんな形で評価する。そして自分自身で自覚する機会を多く持つ必要があると思います。そういう意味では教育活動において、高齢者のお話を聞くとか、関わり合いを持つ、ふれあいを持つとかいう機会を、学校教育現場でも色々な機会に多くしなければいけないと思います。現役の頃、敬老の日にお手紙を出したということもあったのですが、それもプライバシー保護でいらないこと書くな、出すなということがありました。そのあたりで学校現場とのかかわり合い、孤立させない、今まで生きてきた価値を評価する、そして今からも元気でいてほしいです、あなたの存在はやっぱり大事ですよというのを、地域

でもみんなで評価していくということが高齢者の自殺の減少につながるのではないかと感じています。色々大変でしょうけど、よろしくお願ひします。

【高宮教育長】 ありがとうございました。他はよろしいですか。それでは時間もずいぶん経ちましたので、本件は協議事項として意見を承っておくということで今日は終わりたいと思います。お疲れさまでした。

7 報告

【教育子ども部】

<図書課>

- 1 読書月間報告
- 2 第10回図書館まつり報告
- 3 大学連携事業報告
- 4 小さい子のためのおはなし会クリスマススペシャル報告

<教育政策課>

- 1 12月学校の日について
- 2 行政報告
- 3 後援報告

- 8 イベント周知

 - 1 平成30年度成人式
 - 2 『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム・分野別実践交流会

【高宮教育長】 次回開催予定日は、平成31年1月22日火曜日の午後1時から304会議室にて開催します。

平成31年1月22日

高宮史郎

釜瀬計